**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまから令和５年第３回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって９番　石垣大志議員、10番　大城勇太議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定いたしました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．****議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容等については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。改正理由については、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与等の改定状況を踏まえた上での改正となります。

　今回の改正は、勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、期末手当と勤勉手当を合算し、年間支給割合を4.4月から4.5月とするものです。また、再任用職員についても、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げることで期末手当と勤勉手当を合算すると年間支給割合は2.3月から2.35月となります。また、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いた給料月額の引き上げによる給料表の改正となります。これは給料月額を1,000円から１万2,000円の幅で全ての職務の級及び号給において引き上げる改正で、全体の平均改定率は1.1％となり、令和５年４月１日に遡っての適用となります。

　なお、第１条では12月期支給分の職員に係る勤勉手当を0.1月引き上げる改正、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当を併せて0.05月引き上げる改正及び行政職給料表の改正、第２条で令和６年度以降の職員に係る勤勉手当の支給について、６月期・12月期共に0.05月引き上げる改正及び定年前再任用短時間勤務職員に係る期末・勤勉手当の支給について併せて、６月期・12月期共に0.025月引き上げる改正です。附則については、第１条、第２条のそれぞれの実施時期及び遡及適用等について規定しております。

　続きまして、資料２をお願いいたします。資料２は一般職、管理職、再任一般職、再任管理職の現行、令和５年改正後、令和６年以降の期末・勤勉手当の支給割合について明記しております。

　また、資料３をお願いいたします。資料３は給料表の改正前と改正後の差額を一覧にした表となりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第58号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第58号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第58号　南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第４．議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律を踏まえ、改正する必要があるための提案であります。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、令和５年度以降の期末手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、年間支給割合を3.3月から3.4月とするものです。

　なお、第３条は令和６年度以降の６月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げし、合算で0.1月引き上げる改正、附則第２項は期末手当の特例措置として、令和５年12月期支給分の期末手当で支給割合を0.1月引き上げる規定としております。

　下記の表は、現行と令和５年度改正後、令和６年度以降の６月期、12月期、そして合計の期末手当の支給割合を明記しております。以上が議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第59号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第59号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第59号　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第５．議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、令和５年度以降の期末手当の支給割合を0.1月引き上げることにより、年間支給割合を3.3月から3.4月とするものです。

　なお、第２条は令和６年度以降の６月期及び12月期に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げし、合算で0.1月引き上げる改正、附則第２項は期末手当の特例措置として、令和５年12月期支給分の期末手当で支給割合を0.1月引き上げる規定としています。

　下記の表は、現行、令和５年度以降、令和６年度以降６月期、12月期、合計の支給割合を明記しております。以上が議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第60号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第60号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第60号　南風原町議会議員期末手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由　国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び職員給与等の改定状況を踏まえ、改正する必要があるための提案でございます。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回の改正は、議案第58号で南風原町職員の給与に関する条例の一部改正により、職員については令和５年４月１日から遡及適用する給料表の改正がありました。同条例を準用している会計年度任用職員の給料表の適用については、今回、第３条第２項の規定を削除することにより、職員同様に会計年度任用職員についても遡及適用するための改正となります。以上が議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　ただいま議題となっております議案第61号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第61号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第61号　南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）**

**日程第８．議案第63号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）**

**日程第９．議案第64号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）**

**日程第10．議案第65号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）**

**日程第11．議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）、日程第８．議案第63号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第９．議案第64号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第10．議案第65号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）及び日程第11．議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）　令和５年度南風原町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

　続きまして、議案第63号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　令和５年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

　続きまして、議案第64号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　令和５年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　議案第65号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）　(総則）第１条　令和５年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）　令和５年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。内容説明は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）から議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）までを一括して、概要を説明いたします。まず、議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）の２ページをお願いいたします。第１表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、議案第58号から第61号の条例改正に伴い補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ7,369万5,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は166億3,242万6,000円となります。

　では、歳入について説明いたします。７ページをお願いいたします。18款１項１目．財政調整基金繰入金7,369万5,000円の増は、今回の補正予算歳入歳出調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は27億4,302万9,000円となります。

　引き続き歳出について説明いたします。８ページ、１款１項１目．議会費から33ページ、10款６項２目．共同調理場運営費までの各款項目の１節から４節までの補正増額は、今回の条例改正に伴う議員、特別職及び一般職員の給与費等の増によるものです。

　12ページの３款１項１目27節．繰出金122万6,000円、13ページの３款１項２目27節．繰出金23万9,000円、25ページ、８款４項１目18節．67万9,000円、同27節．62万5,000円は、今回の条例改正に伴う４つの特別会計に属する職員分の給与費等の繰出しとなっております。

　34ページから41ページは、今回の補正予算に係る給与費明細書です。以後の特別会計等についても同様に添付しております。

　続いて、議案第63号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について概要を説明いたします。６ページの一般会計繰入金122万6,000円及び７ページの歳入欠陥補填収入95万3,000円の増は、今回の条例改正によるもので８ページ以降の歳出に同額を計上しております。

　同様に、今回の条例改正による職員給与費等分の繰入金として、議案第64号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）においては23万9,000円の増、議案第65号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）においては67万9,000円の増、議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）においては62万5,000円増やし、それぞれ歳出に同額を計上しております。以上が議案第62号から議案第66号までの概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案第62号から議案第66号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号から議案第66号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第66号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第62号から議案第66号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第62号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第４号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

　これから議案第63号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

　これから議案第64号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

　これから議案第65号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

　これから議案第66号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第12．報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について　地方自治法第180条第１項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報告をいたします。記　１　専決処分事項　和解及び損害賠償額の決定について、２　専決処分した理由　法律上町の義務に属する損害賠償で、１件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項でございます。内容については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。令和５年11月６日に専決処分を行いました。専決処分事項としては、和解及び損害賠償額の決定についてです。相手方は記載のとおりであります。事故の概要として、令和４年９月27日庁舎内でマイナンバーカードを申請、令和５年９月26日来庁、交付しようとしましたが交付直前で別人の写真が添付しているのに気づき交付を行わず、令和５年９月末までの期限内にマイナポイント付与申請ができなかった事案となります。損害賠償額が１万5,000円となります。同額はマイナポイント付与の同額となっております。このように本来町が負担すべきではない賠償額を町の負担となったこと。また、町民及び議員の皆様にご心配をおかけしたことについて深くおわびを申し上げます。今後はチェック機能体制を強化いたしまして再発防止に努めてまいりたいと思います。以上で報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について概要を説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは１点だけ質疑させていただきたいと思います。今回は専決処分で和解ということで、賠償額が発生したことによってこの案件が出てきたわけですけれども、金額が伴わない、このマイナンバーカードをめぐるひもづけとか、いろいろなシステム上の問題なんかもニュースで指摘されたりしておりました。そういった金額が伴わないミスとか人為的なもの、システム的なもの、そういった事例はないのかどうか確認したいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。本町におきましては、マイナンバーカードに係る事故については本件のみの１件となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　今回はポイントが付与されずということでの発見だったかと思うんですけれども、今後それはない状況で、いろいろ手続を町民が行うというときにこういう事例がまた出てくる可能性はあるのでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　今後はこういった事案が再発防止のためにチェック体制を強化して、再発防止に努めているところでありますので、今後はあってはならないものだと考えておりますので、今後はないように業務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第15号　専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和５年第３回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時33分）